

五泉市農業委員会

令和5年 第5回 定例総会議事録

会議開催 令和5年5月31日(水) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

9番 権平 孝男	13番 渡邊 利雄
19番 松尾 タカ子	

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和5年第5回定例総会を開催いたします。

 本日、松尾会長は「新潟県農業委員会会長東京集会」に出席のため東京都へ出張しておりますので、会議規則第4条および第16条の規定により加藤代理よりあいさつをいただき、引き続き議長として進行をお願い致します。

加藤代理 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和5年 第5回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、16人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

 なお、9番 権平孝男 委員、13番 渡邊利雄 委員、19番 松尾 会長より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号10番 金子信行 委員、11番 小泉和吉 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

 調査班の班長17番 酒井美奈子 委員から報告してもらいます。

調査班長（酒井美奈子 委員）

 はい議長。議席番号17番、現地調査班 酒井です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として5月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、五十嵐 推進委員、坂田 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区においては太田2丁目、中川新、大谷、村松地区においては宮野下等を見

て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い
たします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮
小のため、畑7筆、合計面積3,426㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を
満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（酒井美奈子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は中川新地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は総数2件で、使用貸借が2件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は、太田2丁目地内の登記地目畑1筆、面積291㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

14ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、太田2丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号2番は、宮野下地内の登記地目畑1筆、面積276㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

20ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、宮野下地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (酒井美奈子 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は太田2丁目地内の畑、番号2番は宮野下地内の畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

23ページをご覧ください。

今月は1件の申し出がありました。番号1番の内容については、令和5年5月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積3,435.30㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は 21 件、その内、賃貸借の新規は 1 件、再設定は 20 件の申し出がございました。

25 ページからをご覧ください。番号 1 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 3,075 ㎡。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、25 ページをご覧ください。番号 2 番から 21 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

41 ページからをご覧ください。今月は、3 件の申し出がございました。

番号1番は、合計面積2,042 m²。番号2番は、面積950 m²。番号3番は、合計面積3,244 m²。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

また、番号4番から6番は、今ほど説明いたしました番号1番から3番を、機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

44ページからをご覧ください。

今月は、田6,236 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。

事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和5年第5回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)